

(別紙 1)

## 令和 8 年度 (2026 年度) 伊万里港港湾保安対策施設 管理業務委託仕様書

### 1 目的

改正 SOLAS 条約を踏まえた港湾施設の保安対策を強化する必要があることから、国際埠頭での制限区域内の管理や制限区域境界部の監視を行う。

### 2 場所

- (1) 伊万里港七ツ島北埠頭 1 号、2 号岸壁 (伊万里市黒川町塩屋 5-50、面積 : 7.4ha)
- (2) 伊万里港久原南埠頭 2 号岸壁 (伊万里市山代町久原 1538-5、面積 : 0.83ha)
- (3) 伊万里港久原南埠頭 3 号岸壁 (伊万里市山代町久原 1538-5、面積 : 1.25ha)
- (4) 伊万里港久原北埠頭 3 号岸壁 (伊万里市山代町久原 2872-14、面積 : 0.8ha)

### 3 委託期間

令和 8 年 (2026 年) 4 月 1 日 0 時から令和 9 年 (2027 年) 3 月 31 日 24 時まで

### 4 人員体制

- (1) 七ツ島北埠頭 1 号、2 号岸壁 1 名 (終日常駐)、同モニター監視 1 名 (昼間常駐)
  - (2) 久原南埠頭 2 号岸壁 1 名 (終日常駐)、同 3 号岸壁 1 名 (昼間常駐)
  - (3) 久原北埠頭 3 号岸壁 1 名 (外航船舶の接岸及び荷役作業時駐在)
- なお、保安レベルが上がった場合には、増員を指示する場合がある。

### 5 資格要件

配置する職員は、次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 警備・監視等に関する知識と適切な判断力、職務を遂行する能力を有すること。
- (2) 緊急事態発生時に適切な措置を講じることができること。

### 6 職員の常駐場所

岸壁においては各岸壁出入用ゲートの監視所、モニター監視ではモニター室とする。

### 7 業務の対象区域

業務の対象区域は、原則として上記 2 の各岸壁の区域内とするが、必要に応じ、伊万里土木事務所長 (以下「所長」という。) は変更を指示できるものとする。

### 8 業務の内容

- (1) 七ツ島北埠頭 1 号、2 号岸壁については常駐警備とし、主にカメラによる昼間監視とゲートにおいて出入りする人や車両の確認を行う。
- (2) 久原南埠頭 2 号岸壁及び 3 号岸壁については常駐警備とし、巡視による監視とゲートにおいて出入りする人や車両の確認を行う。
- (3) 久原北埠頭 3 号岸壁については、外航船舶が着岸しているときに、ゲートにおい

での出入りする人や車両の確認及び監視を行う。

なお、具体的な業務内容は次のとおりとする。

- (1) 監視所からの目視による監視（通常時：久原南埠頭、久原北埠頭）
- (2) カメラによる監視（通常時：七ツ島北埠頭 1 号岸壁）
- (3) ゲートの開閉・施錠（船舶入港時の荷役作業や貨物の搬入・搬出時など）
- (4) ゲート開放時に出入りする人や車両の確認（3点確認・身分証明・通行証等確認）
- (5) 一時立入許可証（ビジターカード）の貸与・回収及び記録
- (6) 制限区域内及びその境界付近の巡視
- (7) 緊急事態発生時の連絡（所長が定めた保安要員及び関係機関へ連絡）
- (8) 毎日の業務の遂行状況を文書で伊万里土木事務所長に報告（警備業務日誌による）
- (9) 伊万里土木事務所長が指定する講習会等への参加
- (10) その他必要な業務

## 9 業務の報告

毎月ごとに、当月分をまとめた業務完了報告書（警備業務日誌及びゲート出入り管理関係書類を添付）を翌月 5 日までに提出のこと。ただし、該当日が佐賀県の閉庁日に当たるときは、その次の開庁日までとする。

## 10 委託料の支払い

上記業務完了報告書の検査合格後、適正な請求を受けて 30 日以内に指定された口座に支払う。

## 11 その他

- (1) 警備職員は、制服を着用し、常時携帯電話を持ち歩くこと。
  - ① 貸与されたゲートの鍵は、厳重に保管すること。
  - ② ゲートの鍵の複製及びまた貸しは、禁止する。（複数の鍵が必要な場合は申し出ること。）
- (2) 警備職員の人件費、教育費、研修費、警備車両維持管理費、制服、電話代、事務用品その他消耗品にかかる経費は、受託者において負担するものとする。

ただし、警備業務日誌並びに出入管理簿及び一時立入許可証（ビジターカード）管理台帳等の所長が定める様式は、委託者が定める様式とする。